

## 質疑応答

---

司会（嶺） ひとり、ご報告が終わりました。最初にそれぞれの報告者の中で、追加すべき、これだけは言いたかったけど時間がなかったのか、ほかの報告者の報告にコメントしたいというようなことがございましたら、お願いをしたいと思います。小島さんから回しますのでありましたら。特にないですか。

松井 先ほど時間がなかったものですから残しましたが、今回の勧告では中小企業の定義を残してしまいました。私は定義はすべきだったと考えました。なぜかと言いますと、EUが18プラス1カ国で、中小企業の定義を明確にしています。1996年以前の欧州委員会では、従業員数については500人以下、純固定資産を7500万EU以下。日本と根本的に違う点は、より大きな企業の資本が3分の1以上保有されない企業と限定しています。96年に500人以下を250人未満に落とし、年間売上額4000万EU以下とバランスシートの上で資産総額は2700万EU以下であること。支配・従属の関係は、1つないし複数の大企業に、資本または経営の25%以上を保有されていない企業というふう限定しております。

アジアの中小企業についての定義を見ますと、大体、日本にならってまして、規模とヨーロッパ的に、生産額だとか年間の売上額とか付加価値の額だとかを要件に乗せている国もありますが、基本は人数です。日本は、ご承知のように製造業の場合に人員規模300人以下は、資本金は一億円以下となっています。日本の場合、大企業が全くの100%、その子会社に資本を出資していても中小企業に分類されます。

実は、アメリカの中小企業には、中小企業は「その事業分野で支配的にない企業」と、大企業との関係を厳しく規制しています。とくに国防費との関係で、軍需産業における中小企業概念は厳格です。

このような先進国型、開発途上国型の定義をふまえて、今回の勧告の中でしっかりとした中小企業の定義を定めておくことが必要だったのではないかと思います。定義が不明確ですと、良質の雇用の良質が形容詞に終わってしまう可能性が大です。この勧告の一番重要な規定だったはずは。

遠藤 先ほど相田先生の方から、融資の問題のご指摘がありました。実はこの資金調達の問題については、使用者側の中で意見がちよっと割れたことがございます。というのは、銀行が中小企業発展に役立っているとする意見がある一方で、途上国の中で、商業銀行は中小企業に対して非常に厳しい、頼んでもお金をなかなか貸してくれないという意見もありました。全体としては、融資つまり間接金融よりは、直接金融の方をより重視するという立場の使用者側が多かったと感じております。

それからもう1つ、国際協力の章が一番うしろの第6章にございます。実はこれからお話しする



修正は加えられなかったんですけども、使用者側はこの章の一番最初の文のところ、すなわち「適切な国際協力が次の諸分野で促進されるべきである」という文の前に、ILOが中小企業における雇用創出について、非常に重要な役割を果たし続けるべきであるということと、それから国際協力が将来の中小企業における雇用創出にとって非常に重要であるという文を入れようと提案しました。その提案の趣旨は、ILOが中小企業振興に重要な役割を今後も果たすべきであるということとか、それが将来の雇用創出に結びつくものだということ、ILOの将来の役割はここにあるんじゃないかということでした。しかし、全体として意見が受け入れられずに、記録にだけとどめておいてもらうということで、原文のとおりになりました。こういう経緯もあったことを一言つけ加えておきたいと思います。

司会 どうもありがとうございました。そのほか、フロアーから、何かございませんでしょうか。

栗山 創価大学の栗山直樹です。ご確認したのですが、それは、この勧告における児童労働の入れ方の問題なんですが、今度の総会では第1次討議で、来年の総会で第2次討議ということですが、それにしても、この勧告でも、児童労働に関する国際労働基準の順守を強調した形になっていると思われませんが、そう理解してよしいかということです。いま一つは、発展途上国では、この「順守」ということがむずかしいという現実があるわけですが、その点で何か議論があったのかどうかをお聞きしたいということです。

相田 フロアーからではありませんが。あらかじめ松井さんにお話ししてあるんですけども、この討議の経過の中で、文書に対する回答というプロセスがあったわけですが、そのときに政府と使用者の方からは、それに対する回答があるんですが、労働組合の方から日本の場合にはなかった。ほかの国は政・労・使ともそういう回答があったのですが、その点はということなのですか。

それに関連して、資料4（相田報告末の資料25 - 28頁参照）の全労連の回答があります。「最も代表的な労働者団体と協議し」ということですから、そういう意味で言うと、この全労連の回答は、

おそらく参考資料という程度のものだと思います。そういう位置づけですけれども、それにしても全労連がこういう回答を出しているということもあって、その辺についてどうお考えになるのかということをお聞きしたいと思います。

司会 そのほか、ございますでしょうか。よろしゅうございますか。そうしますと、松井さんの方にあてていたのはあとでお答えいただくとして、児童労働に関して、小島さんの方からお願いいたします。

小島 児童労働の関係は、並行して児童労働委員会の1次討議が行われておりました。児童労働に関する記述に対する修正案は労働側と米国から提案されました。これについて、途中IMEC（先進国政府事前打ち合わせ会議）により打ち合わせを行い、その結果、オランダがIMECを代表して、「児童労働委員会で専門的に議論している最中であり、討論を先送りすべき」旨、発言しました。児童労働委員会の討議に任せて、向こうで決まったら、そのまま引っ張ってあげればいけないかというような発想です。しかし、労使とも先送りに反対がなされ、特に労働側から、この委員会の中でもっと積極的な位置づけを打ち出すべきであるというような発言があったかに思います。その後、討論の結果、修正案は否決され、原文のままとすることになりました。

松井 児童労働の問題は、シンガポールで行われたWTOの会議の中でも出されていたと思うんです。小島さんのご指摘のとおり、労働側は児童労働の1次討議の方の穴を開けたいという態度で強く強く求めたんですが、使用者側の問題もあり、政府側の問題もありということで、この水準にとどまってしまうました。

それから、2つ目の相田先生からのご質問ですが、連合として2次討議議案に意見書をILO事務局に出していません。ただ、ICFTUでブリーフィングノートをつくる作業の際に連合の意見を述べておきました。例えば、労働者のさまざまな権利やILOで条約化されたものや、そして勧告化されたもの、こういうものを盛り込む努力、さらに日本の中小企業関係法との係わりで、連合の意思、意向というものは表してきたというのが経過です。

司会 ちょっと私も読み違っておりましたが、ILOからの政府に対する質問については、基本的には政府が代表的な労使にそれを伝えて意見を聞いて、まとめて出すというのが本来の筋ですね。しかし、実際には政府が答えて、労使も自由に答えるというような形になっているわけでありまして。全労連はそのILOの質問に対して答えていると。こういう趣旨ですよ。それでいいですよ。わかりました。しかし、連合は回答は特にしなかったというようなことでございます。

ただし、1次討議のときはされたということでございます。1次討議でかなり問題が整理されたということがございまして、1次討議は2次討議と比べますと議事録を拝見いたしましたところ、1次討議は労使の協力ということもございましたが、かなり激しいと言いましょか、鋭い対立の局面もございましたように書かれております。それで、ご意見があったと思われまして。どうもありがとうございました。そんなことで、かなり問題が整理されたということもおそらくその背景にあるかと存じます。ほかに何か。

五十嵐 大原社会問題研究所の五十嵐仁です。討議のなかで、三つのグループができたということで、遠藤さん、松井さんとも、そういうお話をされておりました。遠藤さんの場合、三つのグループというのは、EUなど先進国、旧共産圏とアフリカだということですね。松井さんの場合は、

EUが第一グループ、アメリカとカナダが第二グループ、アフリカが第三グループということ、両者は違うわけですね。遠藤さんの場合、グループ相互間の意見の違いにすこしふれられましたが、松井さんにお聞きしたいのは、三つのグループといった場合、何らかの見解の違いがあったのか、とくにEUとアメリカ、カナダの労働組合間で意見があったとすれば、それはどういう違いであったのかを教えてくださいと思います。

松井 EU18カ国とスイスを含めて19カ国の政府代表も労働代表も共同提案が多く、発言内容はほぼ共通しています。部分的には例えばイタリアですと、小さな企業の誕生が多く、また請負労働者も増えている現状から、そうした自国の労働市場の状態を反映する形で、中小企業において、より一層、雇用を創出するあり方を紹介していましたが、基本的な問題では、例えば労働条件に関してはダブルスタンダードにしてはいけないとか、それは先進国だけではなくて、途上国においても許してはいけないという主張を政府代表も貫いていました。

カナダ、アメリカの労働代表は基本的には同じ立場をとりますが、政府代表は、中南米諸国を包含する形で彼らの意向も代表して発言しているようにみえました。

遠藤 先進国の中の使用者側グループということなんですけれども、規制の問題については基本的に使用者側グループは緩和とか、政府関与については否定的な態度をとるという意味では共通していたと思います。

しかし、中小企業に対するフェアな取り扱いについては、EUの中の一部の国は、別にもう構わない、大企業、中小企業両方共通した労働法規でも構わないというような立場の国もありました。他方で、EU内の既にダブルスタンダードではない国であっても、やはり中小企業にとっては、それが非常に重い負担になっているから、問題だとする意見もありました。こういう考え方については、アメリカとかカナダとも共通しているところでございまして、フェアな取り扱いという点に関しては、先進国の中でも2つの色に分けることができたという感想を持っております。

松井 もう一つ、討議に参加して、日本の中小企業政策をどう見るかという問題についてです。先ほど相田先生のお話もありましたが、先進国の中小企業と比較して、日本の中小企業政策は開発途上国型の中の先進国と位置づけできると思うんです。

ですから、開発途上国には非常に役立つと思いますが、ただし、その根っこにあるダブルスタンダードであることを容認すればです。しかし、ダブルスタンダードを解消していくための目標と段取りをもてば、開発途上国の中小企業における雇用の創出に、非常に役立つのではないのでしょうか。

司会 そのほかに、ご質問がありましたらどうぞ。よろしいでしょうか。ちょっとないようですので、司会者が質問しては申しわけないんですが。一つは、先ほどインフォーマルセクターとか、マイクロエンタープライズというのがあって、それを何か条文に入れようとしたという傾向があって、それがうまくいかなかったので、みんな中小企業の中に含まれちゃったということがございますのでしょうか。その辺が1点ございますけれども。

遠藤 おっしゃるとおりの状況でございまして、アフリカ、特にサハラ以南のアフリカ諸国の中で、マイクロエンタープライズということについて、何か共通認識があるようなんです。日本的な感覚で言うと、多分、零細企業がそれに当たると思うんですけれども、その育成振興について、サ

ハラ以南のアフリカ諸国では、何らかの共通認識があったようなんです。それをもとにしてILOの勧告の中にも、そのマイクロエンタープライズという認識、あるいは定義を入れて、それに対する特別な援助措置、サービス基盤を盛り込んでもらいたいという趣旨で、アフリカ諸国は修正案を出してきたわけなんです。しかし、中小企業、スモール・アンド・メディアムサイズド・エンタープライズの中に、マイクロエンタープライズが含まれるんじゃないかということが、大体のその会議の場での共通認識であったと思います。アフリカ諸国から修正案は出されたんですけども、撤回が相次いだというふうなことでございます。

司会 それから、もう1点でございますが、これは日本が積極的に発言したというわけではないんですが、発言をするに際しては、ある1国が発言するためには、ほかのだれかが支持しないと取り上げられないというルールになっていると思いますが。韓国が下請企業については適用を除外しようという発言をして、それは通らなかつたんですが、その際の支持を日本がして、これは隣の国だから、おまえやってくれよという程度の趣旨なのか、それともどうでしょうか。

松井 100号条約は、1次、2次討議の中にはありませんでしたが、最終勧告案には労働側の主張によって入れられたということなんです。

司会 そのほか何かございますでしょうか。このところはかなり1次討議のときに問題になって、長文の前文が置かれるようになったわけでありまして、第2次討議の際、提案によって追加されておりますね。何かほかにもございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。どうぞ。

五十嵐 相田先生にお聞きします。ご報告の中では触れられなかったのですが、配られた報告要旨の中には外国人労働者に関しての記述があります。これに関連して、ヨーロッパなどでは外国人労働者排斥の動きがあり、私は排斥すべきだという意見ではありませんが、そこで主張されているような、外国人労働者の雇用が日本人労働者の雇用を奪うということにならないかという問題が一つ目の質問です。もう一つは、外国人労働者固有の能力を中小企業で活かすというのはどういうことなのか、中小企業で外国人労働者が特別な仕事の役割を担うということは具体的にはどういうことを指しているのかということをお聞きしたいのですが。

相田 あとの質問から答えます。低賃金労働者というのは、単純肉体労働者というような意味に近いことで表現されておまして、そうではない営業部門とか技術部門とか、そういう部門に中小企業が新しい製品をつくったり、あるいは新しい販路を開拓していく場合、外国人労働者の力を活用するということが可能ではないか。それは大企業以上に、そういうことが可能ではないかという趣旨なんです。今までは、そういう視点から外国人労働者の固有の能力ということが考えられてきていないので、そういうことを考えたらどうかという提起なんです。

外国人労働者は、3K職場のチープレーバラーの代替であることは否定できません。しかし、中小企業の分野では、国際関係のアドバイザー、技術交流、研究者育成、ベンチャービジネスといった点で国際貢献をしています。たとえば、諸外国の技術・労働を活用して地雷除去に貢献しています。この意味で、国際化の中で中小企業の外国人労働者は欠かすことができません。

それから、前の質問はここでやりとりをやるようなことではないと思います。実態として、たしかに景気が悪くなると、外国人労働者が減っていく、あるいは減っていかざるを得ないということがあるし、それが中小企業であろうと大企業であろうと、同様に外国人労働者が減っていくという

ことに結びついていくわけですが。何も中小企業固有の問題ではないわけですが。それについて、どういふふうに規制するかというのは法律の問題に係わることでありますから、ここで私の方でお答えすることではないと思っています。

五十嵐 外国人労働者のなかでも、特別の能力を持っている方がその能力を活かすことはできるでしょうが、そのような能力を持たない一般の労働者が外国人としての固有の能力を活かして中小企業で働くということはどういうことなのか、今一つ具体的なイメージがわからないのですが。

相田 今、言いましたように、単純労働者とそうでない労働者というふうに分けて、そうでない労働者として外国人雇用を活かしていく必要があるということを中心として主張したいのです。それから、その場合に、外国人労働者による新製品開発は、僕も展望ということと言うと、やはり相当の専門的能力を要する部門ですから、中小企業のところで本当にそういう展望があるかというふうに言われると、言葉に窮する面があります。しかし、営業に関して言うと、日本の中で一定期間働いていけば、相当の日本語能力はついてくるわけで、その日本語能力を活かして、日本の中小企業が顧客にしているようなアジア諸国等に対して営業活動をしていくというのは、十分可能です。

司会 松井さん、どうぞ。

松井 ILOの総会での議論から、日本のこれからの中小企業の雇用創出についてふれておきます。それは、これまでの中小企業政策の延長策で考えると大間違いを起こすのではないかということです。今度の労働基準法のいわゆる改正問題とも係わりますが、これからの中小企業の雇用創出は、就業形態と雇用形態の多様化による労働力の流動化と関連しています。

と申しますのは、雇用形態の多様化と言った場合に、労働力は3つの形態に分類されるといえます。1つの形態は、企業及び使用者と直接雇用関係のある労働力です。

2つ目には、同一企業内の他企業の労働者の就労です。つまり、雇用関係が二重化している労働力です。

それから、3つ目には、労働法適用関係が非常に複雑になっている非労働者としての就労形態の労働力です。就労形態の多様化と言った場合に、契約期間と就労時間、就労日と勤務場所とに大きく分けられます。

最初に申し上げました雇用形態の中の企業と直接雇用関係のある労働者群を分類してみると9つになります。正規従業員、試用期間中の労働者、定年労働者、再雇用者、パートタイマー、臨時日雇労働者、アルバイト、契約社員、外国人労働者です。他企業との関係で雇用関係の二重化では、出向労働者、請負業務による就労、社外工、派遣法による派遣労働者や派遣店員というようになります。

それから、労働法適用関係が複雑化されているという意味では、請負契約と委任・委託契約による労働者です。雇用期間については、期間の定めのない労働者、定年までの労働者、事業の完了までの労働者、短期契約、季節契約の労働者、そして、就労時間、就労日についても、フルタイマーから所定労働時間の短いものまで、変形労働時間もあるしフレックスもあるし、労基法の「改正」の中身そのものです。勤務場所についても、企業内、事業場外、その混在、在宅勤務、サテライト勤というふうにも多様です。このように細分化された形態の1つ1つとの順序組み合わせの中で、これからの雇用関係が出来上がっていくとみえます。

先ほどの相田先生の問題提起は、どちらかという、企業規模上からのアプローチだったと認識しますが、私はこれからの中小企業の多くの雇用は、好むと好まざるとにかかわらず、雇用形態の多様化と順列組合せによる労働力構成へと変化する過程で、安上がりな労働力による「雇用の創出」が図られると思います。さらに、やっかいなのは、「労働の能力」が問われれば問われるほど、高次な労働力が少数化し、中小企業に必要な新たな労働力の不足に直面すると思われま

ず。ぜひ、大原社会問題研究所にお願いしたいのは、経済学と労働経済学と法学と社会学の研究者が共同して、これからの労働市場、雇用、労働者の権利について提言していただければ、という思いをもっています。とくに組織率の低下傾向のなかで、労使協議制の課題も重要になってきています。よろしく、お願いします。

司会 どうもありがとうございました。中小企業とそういう労働力の方と、就業形態の多様化との係わりが非常に問題であるというようなご指摘でございました。

そろそろ時間になりましたので、終了したいと思います。よろしいでしょうか。では、これで終わりたいと思います。政・労・使の方々には遠路おいでいただきまして、ありがとうございました。そして、ILOという我々から非常に遠いところで大事な議論が行われたのを、私も間接ながら肌で感じるような機会を与えてくださいましたことに心から感謝申し上げます。それから、相田教授は日本の状況についても報告していただきました。ありがとうございました。ILO協会、それからILO支局にはいつもお世話になっておりまして、ありがとうございました。また、本日それぞれ好意を持ってご参加いただきました各位に心から御礼申し上げます。どうもありがとうございました。それでは、これで閉会いたします。(拍手)

▼ロシア革命八〇周年記念出版  
社会主義理論学会編  
A5判・300頁・税別4600円

二〇世紀社会主義の意味を問う  
二〇世紀社会主義体制とは何だったのか。その省察と歴史の意味を問い質す共同研究の成果  
第一部 シンポジウム  
司会者あいさつ  
二〇世紀社会主義とは何であったか  
二〇世紀社会主義研究の基礎視座  
二〇世紀社会主義の経験とこれからの社会主義  
研究会まとめ  
第二部 論文  
ソ連とは何だったのか  
社会主義の面影とは何なり―ソ連邦の経済建設の軌跡―  
中東アジア社会主義の二〇世紀  
変貌した中国とその行方―中華人民共和国の存続可能性―  
富田事件とA日団―中国労働革命運動にありし集産関係の軌跡―  
社会主義と民主管理―改めてユニオン管理社会主義の意味を問う―  
イタリアにおける自治労体社会主義とグラムシの社会主義像  
二〇世紀の欧州社会民主主義の検証  
―ドイツ社会民主主義の歴史的問題に對して―  
柴山健太郎

▼共産党宣言―一五〇周年記念出版  
篠原敏昭・石塚正英編  
A5判・300頁・税別3800円

共産党宣言―解釈の革新  
あらためて「宣言」に歴史的省察を加え、そこに含まれる様々な今日的可能性を探り出し提示  
第一部 概念・理論・思想  
「共産党宣言」の共産主義像―「個人的所有と協同体」―  
「共産党宣言」とブルジョア―ベルギー民主主義者の関係―  
「共産主義と共産主義者同盟」―同盟の理論的展開から―  
第二部 組織・運動・展開  
「共産党宣言」は共産主義者宣言である―共産党宣言と政党的路線―  
ブルジョアリートの「国民性」をめぐって  
「共産党宣言」とイギリス―最初の英訳―一九四〇年―  
「共産党宣言」とアナキズム―フライング派に於ける一九一八―一九三三年―  
篠原敏昭 石塚正英 篠村邦彦 小田隆行 柴田昌人 岡本充弘 田中ひかる

▼近刊案内 五月二五日刊  
的場昭弘・高草木光一編  
A5判(予価)3000円

一八四八年革命の射程  
第一部 一八四八年革命を捉える眼  
第二部 一八四八年革命の世界的展開  
第三部 的場昭弘・黒須純一郎・高草木光一・村上俊介・石塚正英・山井敬章  
執筆の的場昭弘・柴田隆行・篠原敏昭  
田村伊知朗

御茶の水書房 〒113-0033 東京都文京区本郷5-30-20  
電話03(5684)0751/FAX03(5684)0753